

24清施管第1641号
平成25年1月29日

産業廃棄物
排出事業者・収集運搬事業者 各位

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太郎
(公印省略)

廃棄物処理手数料の改定について (通知)

平素から当組合の運営にご協力賜わりありがとうございます。

さて、東京二十三区清掃一部事務組合では、受益者負担の適正化を図るため産業廃棄物の処理手数料を下記のとおり改定いたします。

今後も、引き続き効率的な運営を目指し、処理経費の削減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改定時期 | 平成25年10月1日
(10月納付分から適用) |
| 2 改定額 | <u>改定料金</u> 15.5円/kg
(現行料金 14.5円/kg) |

※裏面に東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
第九条関係別表を掲載してあります。

<問合せ先>

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館13階
電話 03(6238)0829
FAX 03(6238)0740

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例別表（第九条関係）

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一（略）	（略）
二 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入した者	一キログラムにつき 十五円五十銭
三（略）	（略）
四（略）	（略）
五（略）	（略）